

JAF 公認番号 2009 年第 1116 号
JAF 公認 クローズド競技
JMRC 関東ラリーセミナー
高勢サマーラリーセミナー2009
特別規則書

2009 年 8 月 1 日～2 日

http://homepage2.nifty.com/team_takase/



公示

本競技会は、日本自動車連盟公認のもと、FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則、ならびに本特別規則書に従って開催される。

協賛 (株)ダンロップタイヤリテール東京 タイヤセレクトあきる野店
<http://shop.dunlop.co.jp/shop/syousai/index.php?id=125000>

(株)オートバックスセブン
<http://www.autobacs.com/index.html>

ピューマグループ
<http://www.puma.co.jp/>

協力 JMRC東京ラリー部会
<http://www.tokyo-rally.jmrc.jp/>
チームファイナルタイム(T.F.T)
http://homepage1.nifty.com/m_uchida/tft/tft.htm
チームサテラス(SATYRUS)
<http://home.att.ne.jp/apple/SATYRUS/TOP.htm>
関東工大ラリー部(KICRC) <http://kicrally.fc2web.com/>

ラリー問い合わせ先 mail takase-rally@kames.biz
ラリー情報掲載 http://homepage2.nifty.com/team_takase/
ラリーセミナー情報 <http://www.tokyo-rally.jmrc.jp/>

第1条 競技会の位置づけ

本競技会は、「JMRC 関東ラリーセミナー2009 夏」中の体験ラリーイベントとして開催される。
ラリーセミナーの構成

- ①ラリー講習会(座学)
- ②体験ラリー(本競技会)

以下②のラリー競技内容について説明します。

①の講習会についての情報は、JMRC 東京ラリー部会 HP を参照下さい。

<http://www.tokyo-rally.jmrc.jp/>

第2条 競技会の名称及び格式

競技会名称:JMRC 関東ラリーセミナー 高勢サマーラリー2009

競技格式:JAF公認クローズド競技(初級者向け)

補足説明:

競技設定は初心者に向けた内容になっています。初参加でも安心して参加できます。

初参加者のためにラリー講習会とラリーを同時開催しています。初めての方は講習会とセットで参加することを推奨します。(講習会は受講せず、本ラリーのみ単独で参加することも可能です。)

第3条 競技会の種目

四輪自動車による第1種アバレージラリー

補足説明:

計時をチェックポイント(CP)で行い、走行の正確さを競います。

指示速度に従いオンタイム走行を行います。

初心者向けのため、難しい設定はありません。

タイムトライアル(SS)等の速さを競う区間はありません。

第4条 競技会のオーガナイザー

<名称>

チーム高勢 (TAKASE)

<代表者>(競技についての相談窓口)

馬場 裕之

メール:takase-rally@kames.biz

電話:090-1999-8331 (常識的な時間をお願いします。)

<大会事務局>(申込先)

〒198-0023 東京都青梅市今井2丁目1082

高勢サマーラリー事務局 森谷 繁

TEL/FAX:0428-31-0936 (常識的な時間をお願いします。)

第5条 大会および競技会役員

(1)大会役員

大会会長 清水 良彦
組織委員長 入倉 恒夫
組織委員 鈴木 良和
加藤 裕介
中島 昌也
審査委員長 井上 正勝 (TR-8)
審査委員 菅野 雅晴 (SATYRUS)

(2)競技役員

競技長 馬場 裕之
計時委員長 平田 弘毅
コース委員長 権田 千晴
技術委員長 権田 哲也
事務局長 森谷 繁

第6条 開催日、タイムスケジュール

(1)開催日

2009年8月1日(土)～2日(日)

(2)タイムスケジュール

8月1日(土)
講習会
12:00～13:00 受付(講習会受講者)
13:00～17:00 ラリー講習会
講習会の内容はJMRC 東京 HP を参照下さい。

ラリー競技
16:30～17:30 ラリー受付(ラリー参加者)
16:45～17:45 車両検査
18:00～ ドライバーズブリーフィング
19:01 1号車スタート
22:30 ごろ ゴール
23:30 ごろ 表彰式
24:30 ごろ 解散

第7条 開催場所

東京都内 約70km

補足説明:

予定地域:あきる野、日の出、青梅、八王子および周辺地域

ラリー集合会場:あきる野市中央公民館

ゴール会場 :あきる野市内の予定です。ただしスタート会場とは異なります。

注意事項:スタート会場に車を放置できません。集合会場、ゴール会場にはゴミを捨てられません。

第8条 参加申し込み方法

(1)ラリー申し込み期間

2009年7月4日(土)～7月25日(土)

期間中に事務局に届くようにお願いします。

期間を過ぎそうな時は、相談窓口ご連絡いただければ相談に応じます。

(2)ラリー申し込み方法

下記を同封し現金書留で大会事務局へ郵送下さい。

①ラリー参加申込書(高勢専用申込書に全項目記入したもの)

②車検証のコピー

③参加料(講習会参加者は受講料も同封下さい)

個人情報の扱いについては、チーム高勢 HP「個人情報管理について」を参照下さい。

ラリーと講習会に参加する場合も、この申込みで同時申込みできます。

(3)ラリー申し込み後に変更が発生した場合

・申し込み内容変更の申請は、オーガナイザーに対し文書で行うこと。

まずは、相談窓口ご連絡下さい。

・乗員および参加車両についての変更申請については、参加申込み期間中に申請があった場合、変更申請通り受け付けます。

それ以降は、競技会審査委員会が承認した場合に限り、認められます。

(4)ラリー参加受理

・ラリー参加申し込みを受理した場合、参加受理書を発行する。参加受理書は、申込書の参加者の住所に郵送します。

・発送が開催日直前となるので、参加受理書が届かない場合は、相談窓口を確認して下さい。

第9条 参加料

(1)高勢サマールリーの参加料 (ラリー保険料を含む)

一般参加者 1台 20,000円

年間クラブ員 1台 14,000円

・ラリー保険として、対人1000万円、搭乗者200万円の保険に加入します。

それ以上の保険を希望する方は、ご自身で手続きをお願いします。

ラリー参加には競技に有効な対人+搭乗者保険加入が必須です。

・年間クラブ員は簡単なクラブ入会手続き後に申し込み下さい。当日も受付です。入会方法は、チーム高勢HPを参照下さい。(当日入会された場合には、差分を払い戻します。)

・学生の方が参加者に含まれる場合、当日受付にて学生証を提示していただいた上で1台1,000円を払い戻します。

・参考情報:参加料の内訳(10台の場合の目安)

保険費用:14,000円、JAF申請料:2,000円、主催費用:4,000円

(2)講習会の受講料 (ラリーとは別料金)

一人 1,000円 (年間クラブ員は無料)

第10条 参加資格

(1)ラリー参加資格

オーガナイザークラブ員であること。

自動車運転免許証(普通自動車以上)を所持していて、クラブ代表が認めたもの。

・20歳未満の方が申し込む場合、親権者の同意が必要です。申込書の同意欄にサインおよび捺印をお願いします。

・1台あたりの参加人数は、2人から乗車定員まで。

補足説明:

自動車免許を持つ方なら参加可能です。

参加者全員が自動車免許が必要です。

第11条 ラリー参加車両

(1)参加車両は2009年 JAF 国内競技車両規則ラリー車両規定、F車両(道路運送車両の保安規準に適合し、公道を走行するに足りる条件を満たしている量産車両)であること。

ただし、原動機および排気系統は改造および変更を禁止する。

補足説明:

一般の車で参加可能です。ただし、ハードトップ装着のないオープンカーは参加できません。

また、マフラーの改造は禁止です。

車両サイズは、全長5m、全幅1.8m、全高1.9m上限を目安とする。

コースはランドローバーディスカバリーが通過できることを確認し設定しています。

(全長 4.4 m、全幅 1.8 m、全高 1.95 m)

(2)参加車両は次の備品を搭載していなければならない。

非常用停止表示板(三角板)2枚

非常用信号灯(発煙筒)

赤色灯

牽引用ロープ

救急薬品

第12条 参加台数、クラス区分および賞典

(1)参加台数

参加台数は60台までとする。(特認申請中)

(2)クラス区分

排気量によるクラス区分は設けない。

ただし、参加者の経験度によりクラスを設定する。(該当者の申し込みがあった場合)

①初ラリークラス初参加者及び参加者のラリー参加経験の合計が3回以内を目安

②初心者クラス:参加者の合計ラリー参加経験が10回以内を目安

③経験者クラス:参加者の合計ラリー参加経験が11回以上を目安

(3)賞典

完走者全員を表彰します。

クラスごとに、分けて表彰します。

第13条 ラリー競技受付

(1)ラリー受付手続き

・ラリー参加者は指定時間内に、受付手続きを済ませなければならない。
受付場所は、参加受理書で連絡します。

(2)書類チェック項目

・申込書と自動車運転免許証の整合確認(参加者全員)

住所、氏名、生年月日、免許番号

・申込時の車検証コピーと実際の車検証の整合確認
車両登録番号

第14条 車両検査

(1)車検

参加車両は指定時間内にオーガナイザーが行う車検を受け合格しなければならない。

車検で不適当と認められた車両は、不当箇所を修正しなければならない。

車検に合格していない車両は、スタートできない。

車検合格終了後、競技車はスタートまで駐車場の外には出られません。

(2)車検前準備

・車検会場は、指定駐車場です。

・受付で渡されたゼッケンを車両に貼って下さい

・受理書と一緒に送付された車検チェックリストは事前に必要事項を記入しておいてください。

・車検準備ができた車両は、ボンネットを開けて車検員をお待ち下さい。

(3)車検での確認項目

・装備品

非常用停止表示板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品などがあること。

・車両

ヘッドライト(上下)、ポジションランプ、ウインカー(左右)、ハザードランプ、ストップランプ、バックランプ、ナンバー灯、ホーンが正常動作すること。

・エンジン、吸排気系

エンジン音、吸気音、排気音が静かであること。

・タイヤ

スリップサインが出てないこと。ポディーからはみ出してないこと。

・その他外観

外観上異常が無いこと。突起物等が無いこと。走行上危険箇所が無いこと。

第15条 ドライバースプリーフィング

・ラリー参加者は全員ドライバースプリーフィングに出席すること。

開始前に出席確認を行います

第16条 スタート

(1)スタート

コース図で指示されたスタート地点を、ゼッケン順に1分間隔でスタートする。

スタート時刻は、指示時分の00秒とする。

例)指示:19時01分 => スタート時刻:19時01分00秒(再スタートも同様に扱います)

スタートラインは、スタート看板で表示する。

(2)再スタート

コース上に再スタート地点を置く。

第17条 コース

(1)コース

コース図に従い指示通りに走行する。

コース上すべての区間の指示速度は、指示書に指定する。

(指示速度は10 km/h～30 km/hの範囲です)

(2)コース路面

舗装路および未舗装路があります。

(3)基準距離計測

基準距離の計測は、主催者が用意した試走車により行う。

距離はm単位まで計測する。

コース図の距離表示は、m単位を切り捨て10m単位で行う。

(便宜上100m単位で表示する区間もある)

すべての計測は、車両前輪を基準に行う。

(4)コース図計測点

コース図の計測点は交差点の入口とし、以下の基準で判断する。

①停止線がある場合、停止線とする。

②停止線が無い場合、止まれ標識。

③止まれ標識が無い場合、ハンドルの切り始め。

(5)静かに区間

「静かに」指定区間は、静かに走行すること。

静かに区間を走行する場合、速度を落としライトを下向きにし、エンジンを低回転で静かに走行すること。

静かに区間は、指示書の指定区間。またはコース上に「静かに」表示がある場合。

(夜間に民家の脇を通過する場合、十分な配慮をお願いします)

第18条 オドメーターチェックポイント(OMCP)

試走車と参加車の距離の誤差を確認するため、スタートから1CPの間に、オドメーターチェックポイント(OMCP)を置く。

OMCPではスタートからの基準距離を公開する。

また、OMCP地点におけるラリーコンピュータ処理は、第三者が手伝う事が許される。

第19条 チェックポイント(CP)

(1)チェックポイントの構成

CP地点は、CP看板により表示する。

CP計測ラインには、コース上に白線、コース脇にCP看板がある。

その約20m先に「計時車」と表示した計時車両を配置する。

CP看板と計時車は原則左側に配置する。

(安全上または視認性向上のため右に置く場合もある)

CPの発見は競技者の義務とする。

(2)チェックポイント開設時間

1号車通過予定時刻の10分前に開設し、最終号車通過予定時刻の10分後に開設される。

(3)レストコントロール申告

途中の交通事情等によりCP正解時刻に間に合わない場合、遅れ挽回のための暴走を禁止する。

遅れた場合は、レストコントロール申告を行うこと。

申告方法は、レストコントロールカードを記入し、遅れ発生後最初に出現したCPで提出する。

その場合 CP カードへの記入時刻は通過時刻となるが、減点は申告分を差し引いて計算される。

CPからのスタート時刻は、CP通過時刻とする。

(4)申告CP

最終CPを申告CPとする。

申告CPでは、通過すべき時刻(時分秒)を計時員に申告すること。

第20条 パスコントロールポイント(PC)

指示速度の変更は、指示書のパスコントロール指示により行う。

パスコントロール指示では、変更地点および変更後の指示速度を示す。

PCまでの所要時間は秒まで計測し、秒未満は切り捨てとする。

第21条 計時方法

(1)計時

すべての計時は秒単位とする。

時計はNTTの時報を基準とする。

CPでは、車両の前輪が計測ラインを通過した時刻を時分秒で計時する。(申告CPを除く)

(2)CPスタート

次のCP区間のスタート時刻は、CPカードに記入された計時時刻(時分秒)とする。

スタート地点は、CP計測ラインとする。指示速度は指示書に記載する。

ただし、CP先に再スタート指示がある場合は、再スタート地点とする。

(3)申告CP

参加者からの申告された時刻のCPカードを発行する。

計測ライン通過時刻は計時しない。

第22条 CPの通過方法

(1)CP通過方法(申告CP以外)

CP発見後、時間調整などのために速度を変更させてはならない。

CP発見後は、他車を追い越してはならない。

計測ライン上では停止せず通過すること。

計測ライン先の計時車の横で停止し、CPカードを受け取ること。

CPカードの計時時刻に誤りの無いことを確認すること。

(2)申告CP

計時員の誘導に従い、計測ラインで停止する。

各自の計測処理後、その先の計時車横で再停止し申告する。

(3)CPカードの受け取り方法

CPカードは計時車ウインドウから直接受け取って良い。(ウインドウ to ウインドウ)

直接受け取れない場合は、ナビゲーターが車を降りて受け取ること。

第23条 整備作業

作業は道路外で行うこと。

第三者によるアシスト行為を禁止する。

整備作業は以下の範囲とする。

タイヤの交換

ランプ類のバルブ交換

点火プラグの交換

Vベルト交換

各部点検、増締め

第24条 減点

(1)減点

所要時間(時分秒)に対し早着遅着とも誤差1秒につき1点の減点とする。

初参加クラスは所要時間(時分秒)に対し早着遅着とも誤差1秒につき0.2点の減点とする。

CP不通過は、1CPにつき1000点とする。

CP員の指示に従わない場合は、100点とする。

CP表示物および計時車に接触した場合は、100点とする。

(2)減点の集計

減点の集計はコントロールシートにより行う。

・コントロールシートに全CPカードを貼り付けること。

・最終CP通過後に配布する正解表をもとに減点計算を行い、自己申告減点を記入する。

・すべての記入が終わったコントロールシートは、ゴール会場の本部にすみやかに提出すること。

第25条 順位

(1)順位は以下の方法にて決定する

①減点合計の少ないもの

②同減点の場合は、乗員の合計年齢の若い者

③同年齢の場合は、参加車両が古い者

④同じ場合はジャンケンにて決定する

第26条 リタイア

リタイアする場合は、必ず文書にてオーガナイザーに申告すること。

リタイア届け用紙に必要事項をすべて記入し、主催役員に渡して下さい。

トラブル等で困った場合は、主催役員に相談して下さい。

どのような場合でも、無断で帰らないで下さい。

第27条 失格

競技者が以下の行為をしたことがオーガナイザーによって確認された場合は失格とし、速やかに競技を離脱しなければならない。

・交通違反または交通事故を起こした場合

・他の競技者を故意に妨害した場合

・CPカードの改ざん、または不正行為をした場合

・オーガナイザーの重要な指示に従わない場合

・虚偽の申告をした場合

第28条 競技内容の変更

競技中に公式通知などによって前の指示と異なる、新たな指示が与えられた場合はそこに明示された範囲に限って新たな指示のみを有効とする。

第29条 競技会の中止、延期、取りやめ、打ち切り

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって 競技を中止または延期または途中取りやめることができる。

途中打ち切り場合は競技会は成立したものとみなし、成績は打ち切り地点までのものとする。

第30条 損害の補償

(1)参加者は車両およびその付属品が破損した場合、および第三者に損害を与えた場合、その責任は自己が負わなければならない。

・参加車が主催役員の車両および主催備品に接触した場合、参加者が修理費用を支払うものとする。

(2)参加者はJAFおよびオーガナイザーならびに大会役員が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承していなければならない。

すなわち大会役員はその任務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の死亡・負傷・その他車両の損害賠償にたいしては、JAFおよびオーガナイザーならびに大会役員は一切の補償責任を負わない。

競技中に起こした役員車およびその器材との事故は、いかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第31条 抗議

(1)参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときは、これに対して抗議する権利を有する。

但し、参加拒否・審判員の判定・スタート順位・道路状態(交通渋滞など)に対する抗議は受け付けない。

(2)抗議申し立てはJAF国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として一件につき20,300円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。

抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。

(3)競技に関する抗議はゴール到着後30分以内に提出しなければならない。

ただしCPカードの記入事項に関する抗議は、それが交付された地点で1分以内にCP審判員の署名を得たもののみ有効とする。

(4)車検に関する抗議は、判定の直後に文書にて提出しなければならない。

(5)成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

(6)役務についている競技会役員は、たとえ抗議が提出されている場合でも、それと関係なく自分の義務と権限を正に執行できる。

(7)競技会審査委員会による抗議の裁定結果は、審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。

(8)競技当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合は、その結果発表の日時・場所を発表して延期することができる。

第32条 本規則の解釈

本規則あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

高勢サマーラリー2009大会事務局